

監査法人のガバナンス・コード適用状況

PwCあらた有限責任監査法人
2018年11月



原則 1

監査法人ガバナンス・コードの規定

2018年度末における対応

原則 1

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

1-1

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

代表執行役が、当法人における品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負います。

代表執行役および執行役は、率先してパートナー・職員とコミュニケーションを図ります。この中で、「ステークホルダーの期待に対して正しいことをすること(Doing the right thing)」が重要である点、「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak up)」を推奨している点などを強調しています。主なコミュニケーション手段とその概要は以下のとおりです。

法人内で、「PwCあらたVision2025」および「PwCあらた事業計画」を策定し共有しています。この中で、監査品質を最優先事項としています。

年度はじめに法人としての方針をパートナーおよび職員に伝える“All Staff Meeting”を開催します。この中で、監査品質の重要性を強調しています。

定期的に行われるパートナーミーティングにおいて品質に関するセッションを毎回必ず設定し、パートナー間で監査品質に関する情報の共有を行うとともに、品質の重要性の確認を行っています。

アシュアランスリーダーより、毎月1回、全パートナーおよび職員を対象にメッセージを配信しています（当法人が最優先事項としている監査品質に関するメッセージが必ず含まれます）。

1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」を存在意義(Purpose)として掲げています。また「価値観と行動指針」(Values and behaviours)を定め、全構成員が共通の目的に向け活動しています。
		当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって「厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与する」ことをミッションとしています。このミッション実現のため以下の考え方を明らかにしています。
		当法人の求める人材像-“PwC Professional”というフレームワークを定義。
		「デジタル社会に信頼を築くリーディングファーム」をビジョンとして掲げ、5つの戦略的優先領域(品質の追求、トラストサービスの拡充、デジタル化とデータ活用、人財の未来への投資、ステークホルダーへの発信と対話)を設定。「品質の追求」を最優先事項としています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	パートナーおよび職員の評価では、業務の品質管理に関する事項を最も重要な要素としています。主に重視する事項は、監査上の重要な判断の適切性、職業的懐疑心の発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性などです。
		個別の監査業務に加え、法人や業務部門全体の監査品質向上に向けた取組み(例えばチーフオーディターとしての活動)への貢献も、パートナーおよび職員の評価に反映されます。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は設立以来、法人内および監査チーム内の風通しの良さを重視しており、「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak Up)」の文化が定着しています。
		監査チームにおいては、“Speak Up”の文化を踏まえ、パートナーおよび職員が抱える課題、問題意識やリスクなどを共有し、業務品質の向上につなげるため、監査チームミーティングにおいて積極的に意見交換することを推奨しています。
		監査チームにおいては、“Speak Up”の文化を踏まえ、パートナーおよび職員が抱える課題、問題意識やリスクなどを共有し、業務品質の向上につなげるため、監査チームミーティングにおいて積極的に意見交換することを推奨しています。

1-5

監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

当法人の存在意義は「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」であり、「デジタル社会に信頼を築くリーディングファーム」をビジョンとしています。社会の変化、特にデジタル化の時代において、監査業務を中心とした信頼の付与だけでなく、信頼づくりのサポートや信頼基盤の創生のため、非監査業務についても重要な成長戦略として取組んでまいります。

また、企業を取り巻く事業環境の変化、情報処理プロセスの高度化、取引の複雑化などに対応するため、監査業務においても、IT領域をはじめ、より高い専門性が求められています。当法人および他のPwCメンバーファームの専門家が、非監査業務の提供を通じてさらにその専門性を高め、それを監査業務に還元することで監査品質の向上にもつながると考えています。

非監査業務の提供にあたり被監査会社からの独立性を保持するため、また非監査業務間の利益相反などを防止するため、当法人を含むPwCグローバルネットワークのメンバーファームにおける業務の受け入れ・継続に一定の制限を設けています。

非監査業務提供チームは業務提供予定先が被監査会社である場合は、監査チームと業務提供の可否を検討します。業務提供予定先が被監査会社でない場合は、提供（予定）業務との利益相反を確認し、業務提供の可否を検討します。

また、特定の非監査業務については、コンプライアンス室の確認を義務付けています。

さらに、業務の受け入れにより当法人または他のPwCファームに対するステークホルダーの評価が損なわれる恐れについて確認しています。

原則 2

監査法人ガバナンス・コードの規定

2018年度末における対応

原則 2

組織体制(実効的な経営機能の発揮)
監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

2-1

監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

当法人は実効性のある経営機能を発揮するための運営組織として経営委員会を設置し、毎週開催しています。経営委員会のメンバーは代表執行役、執行役副代表、執行役常務、執行役であり、法人の経営、監査品質、人材その他重要案件について活発に議論し、経営に係る意思決定を行っています。各執行役は、経営委員会の方針や決定に従って所管部門のオペレーションを行います。

社会的影響が大きい監査業務など、特に慎重な判断が求められる業務を定義し、該当する業務については審査会による審議を義務付けています。
審査会は代表執行役が議長を務め、品質管理本部のパートナー、対象業務に関する経験・知識を有するパートナーで構成されるため、経営者の主体的な関与のもとで、品質管理や経験・能力の面における法人内の第一人者が議論に加わります。

当法人は設立以来、業種別に特化した業務部門を設けています。これにより業務部門内、監査チーム間において、各業種のトレンドやビジネスリスクなどの情報を共有し、意見交換することがスムーズになる他、海外を含むPwCグローバルネットワークの同様の組織との連携が適時に行える体制となっています。

2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

社会的影響が大きい監査業務など、特に慎重な判断が求められる業務を定義し、該当する業務については代表執行役を議長とし、品質管理担当執行役、品質管理本部所属のパートナーおよび対象業務に対する経験、知見を有するメンバーによる審査会において審議することを義務付けています。

品質管理担当執行役が所管する品質管理本部は、監査チームに対して、特定の監査リスクや監査上の留意点への対応状況について、簡易アンケートを用いた積極的な確認とフォローアップ（リーチアウト活動）および専担者による継続的な調書レビューを行うことにより、被監査会社との意見交換を活発化するなど、監査品質の向上に資するサポートを行っています。

当法人の執行役および各業務部門長などで構成する「人材会議」を開催し、法人レベルでの大局的な人材育成方針や業務部門の垣根を越えた人材配置、統合的な人事評価のための施策を企画・実行・モニタリングしています。

当法人は、Aura（プロジェクトフローに沿った管理機能を備えた電子監査調書システム）、Halo（データ利用監査・分析ツール）、Connect（情報交換と管理のツール）など、テクノロジーの活用に、積極的に取り組んでいます。

さらに、監査業務変革推進部およびAI監査研究所においては、最新のITテクノロジーを活用した監査技法の導入に向けた研究・開発に注力しています。

2-3

監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

経営委員会の構成員は、代表執行役、執行役副代表の他、当法人の戦略的優先領域に従い、品質管理、金融ビジネス、製造・流通・サービス、リスク・デジタル・アシュアランスの各領域において、高い能力を備えた者を選任しています。

いずれの構成員も監査能力を備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、経営委員会において、法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なった視点から議論ができることを、考慮して選任しています。

原則 3

監査法人ガバナンス・コードの規定

2018年度末における対応

原則 3	組織体制(独立した立場からの経営機能の監督・評価) 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	経営委員会から独立した監督・評価機関として、監視委員会を設けています。監視委員会は、経営委員会の執行を監視し、代表執行役の指名、社員の加入脱退や評価、当法人の業務執行に対する監査、当法人の品質管理活動の監視の権限を有しています。 当法人の経営の実効性を向上させ、監査品質を高めるため、経営委員会に対して助言を行うとともに、経営委員会の取組みを監督・評価する機関として、公益監督委員会(PIB)を設けています。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	公益監督委員会(PIB)は、公益を代表する社外の有識者の目線を法人運営に取り入れるために、社外有識者と、当法人の監視委員会議長、代表執行役によって構成されています。社外有識者には、当法人の経営から独立した第三者であって、企業経営者、市場参加者または法律家として高度な経験、知識や知見を有する方を選任しています。
3-3	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 - 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 - 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 - 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 - 監査に関する業務の効率化及び企業に においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用を検討・整備	公益監督委員会(PIB)は、以下の事項について意見交換し、経営委員会の取組みを監督・評価する役割を担っています。 ① 監査品質の維持向上を目的とした各種施策 ② 組織的な運営の実効性の評価 ③ 経営委員会の構成員の選退任、評価および報酬の決定過程 ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定 ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の方法 ⑦ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況の評価

3-4

監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。監視委員会は、代表執行役その他の執行役に対し情報提供を求める権限があります。

また、経営委員会の議事およびその内容は、適時に代表執行役をはじめとする執行役から面談などを通じて情報提供されています。

監視委員会は、代表執行役その他の執行役に対し情報提供を求める権限があります。

また、経営委員会の議事およびその内容は、適時に代表執行役をはじめとする執行役から面談などを通じて情報提供されています。

公益監督委員会(PIB)は、全ての社員および職員に対し情報提供を求める権限があります。

また、公益監督委員会(PIB)の社外委員に対して、事務局(アシュアランス・マネジメント・オフィス)が必要な情報を事前に提供するとともに、直接説明を行っています。

公益監督委員会(PIB)と監視委員会は、相互に議事、検討事項や問題意識を共有し、両者の監督・評価機能を高めることを目的として、定期的な協議を行うことといたしました。

原則 4

監査法人ガバナンス・コードの規定

2018年度末における対応

原則 4

業務運営

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

4-1

監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

品質管理担当執行役が、以下の手法を用いて監査現場と対話し、経営委員会は品質管理担当執行役の報告などをもとに、監査の現場からの情報などを適時に共有しています。
対応が必要な事項について経営委員会の方針を品質管理担当執行役および品質管理本部を通じて監査の現場に浸透させています。

不正リスクなど、監査上のリスクが高い一定の事項について、品質管理本部に対する専門的な見解の問い合わせの実施

各業務部門のリスク管理パートナーと各業務部門の品質管理担当パートナーとの月次定例会議

監査業務の事前点検や専担者による継続レビューなどを通じて把握した監査上特に留意すべき事項に関して、関連性のある特定の監査チームに対して、アンケートを用いた積極的な確認とフォローアップ（リーチアウト活動）

品質管理およびリスク管理上、特に慎重な対応が求められる事案に関する、審査会による審議

各業務部門に組成されたチーフオーディターは、品質管理本部の施策が各業務部門や監査現場レベルで定着するよう支援しています。
また、法人全体の品質管理活動に役立てるため、監査現場における意見やアイデアを収集して、品質管理本部と共有しています。
また、実務的な論点や監査現場においてニーズが高い論点を中心にワークショップを開催するなど、業務部門内の意見交換の促進に貢献しています。

4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

パートナーおよび職員が真のプロフェッショナルとして備えるべき素養（“PwC Professional フレームワーク”）を明示し、個々人の成長をサポートするために“Global LDE”という制度を導入しています。当制度は単なる人事評価制度ではなく、個々人の成長を促進し、ひいては当法人の監査業務の品質のさらなる向上と法人の成長の最大化を実現することを目的とした相互対話の仕組みです。

当法人では、以下の手法によって、整合的かつ客観的な人材育成と評価を実施します。

各監査チームにおける評価のフィードバック（職業的懐疑心を発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性など、監査業務の品質に関連する事項を重視）

コーチによるコーチングを通じた育成と評価

当法人は、風通し良い文化の醸成と一人ひとりの価値向上につなげることを目的として、360° 評価を実施しています。パートナーについては、必要に応じて、その結果が評価に反映されています。

4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
- 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

各業務部門では、高品質な業務を実施するために必要な人材を確保する観点から、各業務を担当するチームメンバーを選任しています。この際に検討する主な事項は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、関与先が属する産業に関する知識や経験、能力、必要な時間の確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果などです。

当法人は、職員が多様な経験を積み、知見と人脈を広げるため、以下の施策を講じています。

法人内の他部門（品質管理本部など）への異動

国内外のPwCメンバーファームへの出向・赴任・転籍

国内の企業、団体など（日本公認会計士協会や企業会計基準委員会）への出向

当法人では、指針2-2で記載した「人材会議」において、各人の知見、経験を勘案し、業務部門の垣根を越えた最適な人材配置を行っています。

4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人の監査アプローチ(“PwC Audit”)では、監査リスクの評価を基本的かつ最も重要な要素であると位置づけています。監査上のリスクを適切に評価し対処するため、基本的に全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部および監査役等との監査上のリスク(不正リスクを含む)に関するディスカッションの実施を義務付けています。 品質管理本部は、監査チームに対して、特定の監査リスクや監査上の留意点への対応状況について、監査チームに対してアンケートを実施するなどの働きかけにより、被監査会社の経営陣幹部及び監査役等との意見交換の活発化を促しています。 主要な監査業務については、業務終了後に監査役等に対してアンケートを実施し、監査チームとのコミュニケーションが十分であったか否かについて確認しています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人内外からの通報制度として、情報提供ホットラインを導入しています。情報提供ホットラインは、法人ウェブサイトにて通報方法を記載しています。 通報者が人事などにおいて不利益を受けないよう、関連規程上、明文で定めています。 また、当法人のコンプライアンス室室長が、提供された情報に関するアクセス権限者を選任します。この際、通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態も防いでいます。

原則 5

監査法人ガバナンス・コードの規定

2018年度末における対応

原則 5	透明性の確保 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	当法人は、監査の品質に対する取組みについてより積極的に説明するため、2015年より、「監査品質に関する報告書」を公表しています。 本原則の適用状況は当法人ホームページで詳細を報告する他、「監査品質に関する報告書」において、原則の深度ある対応や高度化のために認識している課題、対応策、進捗状況について継続的に報告します。 資本市場の参加者等との意見交換については、その頻度および深度を高めてまいりました。今後、それらの意見交換で得られたさまざまなご意見、ご指摘を踏まえ、具体的な施策を講じ、さらに透明性を高め、より適切にステークホルダーの評価を受けられるよう努めてまいります。
5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ・ 経営機関の構成や役割 ・ 監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	本冊子「監査品質に関する報告書 2018」において、以下の点を説明しています。 ① 監査品質に関するマネジメントの姿勢 ② 当法人のパートナーおよび職員が共有する価値観および行動規範である“Values and behaviours” ③ 非監査業務を提供する意義 ④ 当法人のガバナンス体制および各機関の役割 ⑤ 公益監督委員会(PIB)の社外有識者の選任理由、役割及び貢献、活動報告 ⑥ 監査業務の定期的検証の結果

5-3

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

当法人では、当法人と上場会社の監査役等との対話を促進すべく、「PwCあらた監査役懇話会」および「PwCあらたAudit Committee Network」を開催しています。
出席いただいた監査役等に対してアンケート調査を実施し、会の企画に限らず、当法人に対するご意見、ご指摘をいただいております。いただいたご意見は経営委員会に報告されるとともに、監査チームにフィードバックされ、業務品質の向上に役立てています。

PwCではグローバルネットワークのInvestor Community Engagementチームがグローバル投資家意識調査の実施、調査報告書作成、ワークショップの開催などを行っています。
当法人は、このようなPwCグローバルの活動に参画し、わが国のアナリスト・投資家などと会計および監査に関連する事項について定期的に意見交換を行い、その頻度および深度を高めてまいりました。
今後、それらの意見交換で得られたさまざまなご意見、ご指摘を咀嚼し、当法人の監査業務の品質向上に向けた具体的な施策を講じ、さらに品質を高め、ステークホルダーの信頼に応えられるよう努めてまいります。

当法人が実施した被監査会社の監査役等に対するアンケート調査の結果およびアナリストなどとの意見交換の結果について、公益監督委員会(PIB)に報告を行いました。社外第三者委員からは、アンケートや意見交換の結果については、監査チームに共有するだけでなく、法人全体としても活用することが必要である旨、助言をいただきました。今後、これらのフィードバックの利用の仕組みを改善し、業務品質の向上につなげてまいります。

5-4

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

本原則の適用状況は当法人ホームページで詳細を報告する他、「監査品質に関する報告書」において、原則の深度ある対応や高度化のために認識している課題、対応策、進捗状況について継続的に報告します。

また、監査品質の継続的な向上に向けた取組みの実効性を評価するため、外部の機関による検査だけでなく、品質管理本部によるレビューの他、監査チームによるセルフチェックも含め、監査業務の定期的検証を行っています。

当法人は、経営委員会が独立性を考慮し、定期的検証、内部監査、資本市場の参加者等からの評価などをもとに、本原則の適用状況の評価を行っています。
その結果は監督・評価機関である監視委員会や公益監督委員会(PIB)に報告し、両委員会のフィードバックを受けています。
さらに、監督・評価機関の監督・評価の実効性を確認するため、外部の第三者機関の支援を受けております。
これらの評価結果やフィードバックを踏まえ、今後も年間を通じた取組みにより、実効性を高めてまいります。

5-5

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

当法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た意見や、本原則の適用の状況などの評価の結果を分析し、法人運営の改善に向けて活用しています。

品質管理本部は、監査チームに対して、特定の監査リスクや監査上の留意点への対応状況について、監査チームに対してアンケートを実施するなどの働きかけにより、被監査会社の経営陣幹部及び監査役等との意見交換を活発化を促しています。

主要な監査業務については、業務終了後に監査役等に対してアンケートを実施し、監査チームとのコミュニケーションが十分であったか否かについて確認しています。

pwc.com

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.